公　告

次のとおり一般競争入札を実施します。

　　年　　月　　日

社会福祉法人

理事長　　○○

１　建築主　　　　社会福祉法人　○○

　　　　　　　　　理事長　　○○

２　工事名　　　　○○○保育園建築工事

３　工事場所　　　千葉県流山市

４　工期　　　　　　　年　月　　日から　　年　月　　日

５　予定価格　　　　　　　　　　　　　　円

（消費税及び地方消費税抜き）

６　調査基準価格　　　　　　　　　　　　円

（消費税及び地方消費税抜き）

７　入札の方法　　一般競争入札

８　概要

　　○○○保育園内装改修工事一式

（１）敷地面積　　○○平方メートル

（２）構造規模　　○○　造　　○○　建

（３）延べ床面積　○○平方メートル

（４）建築面積　　○○平方メートル

９　本件入札に参加することができない者

　　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができないものとする。

（１）この公告の日から当該入札の日までの間において、流山市長から指名停止又は指名除外を受けている者

（２）手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者又は入札日前から６か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から更生手続き開始の決定がされていないもの

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの

（５）入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団員、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者、又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者と密接な関係を有する者であるもの

１０　本件入札に参加する者に必要な資格

（１）流山市財務規則（昭和６１年流山市規則第１２号）第１２５条第２項の規定による○○○○・○○○○年度有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登載されている者であること。

（２）この公告の日の前日における流山市経営事項審査における審査結果が次に掲げる事項に該当する者であること。

　　ア　申請業種が、建築一式工事であること。

　　イ　千葉県内に本店又は建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく建築一式工事に係る許可を受けた営業所等（契約の締結等の権限の委任を流山市に登録している営業所等に限る。）があること。

　　ウ　等級格付がＡランクまたはＢランクで登録されている者

（３）この公告の日から起算して過去１０年以内に５，０００万円以上の建築一式工事について、官公庁等（国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これに類する法人をいう。）発注工事の元請として施行した完成実績が１回以上あること。

（４）建設業法に基づく建築一式工事に係る建設業の許可を有する者であること。

（５）本工事について１級建築施工管理技士又は１級建築士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証の交付を受け、過去５年以内に監理技術者講習を受講している技術者を専任で配置できること。

（６）申請日において、本工事場所から最近部１００メートル以内で行われている○○○○年度に流山市発注の建築一式工事を施工していない者（共同企業体としての請負を含む。）であること。

（７）共同企業体でないこと。

１１　入札参加資格審査申請及び資格の確認

　　　入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。別添資料１）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（１）資格確認申請書の提出期間

　　　　年　月　　日　　時から　　年　月　　日　　時まで

（２）提出方法

　　下記１９（１）に持参又は郵送（必着）により提出すること。

（３）入札参加資格の有無

入札参加資格確認結果通知書により　　年　月　　日までに書面にて通知する。

（４）その他

　①資格確認申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

　②提出された資格確認申請書は、申請者に返還しない。

　③入札参加資格確認結果通知を受けた者が、次のいずれかに該当するときは入札に参加することができない。

　　ア　入札参加資格を満たさなくなったとき。

　　イ　資格確認申請書に虚偽の記載をしたとき。

　④資格確認の結果、資格を有すると認められた者が１人である場合は、　特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

　⑤入札参加者の選定結果に対する問合せ及び異議については一切応じない。

１２　設計図書の配布等

　　　入札参加資格が有ると認めた者に、入札参加資格確認結果通知書と併せて、　　年　月　　日までに配布する。

１３　設計図書に関する質疑及び回答

（１）設計図書等に対する質問及び回答は、次のとおり行う。

　①質問方法

　　質問は、下記１３（２）に文書（書式自由、ただし規格はA４版。）により行うものとし、FAX又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれかの方法でも可能とする。

　　なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

　②回答方法

　　回答は、　　年　月　　日の午後５時までに、すべての入札参加有資格者に電子メール又はFAXにより配布する。

（２）質疑の提出

　ア　期限　　　年　月　　日　　　時まで

　イ　宛先

　ウ　方法　電子メール（　　　　　　　　　）又はFAX（　　　　　）に限る。

１４　入札及び開札

　　　入札及び開札は、次のとおり行う。

（１）入札及び開札の日時及び場所

　①日時

　②場所

（２）入札書の提出方法

　　　入札参加者は、上記（１）の日時及び場所において入札書及び工事費内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書は、細目項目までの数量、単価、金額を明示する。落札者の工事費内訳書は受領し、落札者以外の工事費内訳書は返却する。

　　　また、次に該当する場合は、入札を無効とする。

　　　①工事費内訳書を提出しない場合

　　　②工事費内訳書に積算に必要な項目、数量、単価等が明示されていない場合

　　　③工事費内訳書の金額が入札書と一致しない場合

　　　④工事費内訳書の記載内容が、他の入札参加者のものと同一である場合

　　　⑤工事費内訳書の記載内容、積算に必要な資料の入手方法等について疑義が生じた場合

　　　⑥入札書の記載価格が予定価格を超える場合

（３）落札決定

　　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）入札に関する注意事項

　①一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

　②本件入札は、調査基準価格を設けているので、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、当該入札を保留し、入札を終了し、低価格調査を実施する。

　③入札回数は、１回とする。

（５）その他

　①入札参加者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

　②入札書、確約書及び委任状は、工事箇所及び工事名を入札参加資格確認結果通知書の記載に従い記入すること。

　③入札者が代理人である場合においても、確約書及び入札書には代表印を押印すること。

　④確約書及び代理人が入札を行う場合の委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。

　　なお、委任状は、代理人の印では修正できない。

　⑤入札を希望しない場合は、参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日まで到達するものに限る。）により提出すること。

　⑥入札参加者が１者である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

１５　落札者の決定

　　　入札を行った者のうち、予定価格及び調査基準価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

　　　落札となるべき同価格の入札を予定した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

１６　契約の締結

　　　落札者は、　　年　　月　　日に契約を締結しなければならない。契約書案は、設計図面及び仕様書と併せて、　　年　　月　　日の開札後に落札者に配布する。

１７　工事の保証

　　　落札者は、竣工後１年間は工事内容について保証するものとし、建築主・設計監理者等の立会いのもとクレームや瑕疵について、改善の必要が有りと認めた場合にはその指示に従うこと。

１８　その他

　　　現場説明は実施しないので、入札参加資格者は各自現場を熟知した上、入札に参加すること。

１９　問い合わせ先

（１）公告の内容　　法人名：社会福祉法人　○○

住所：

電話番号：

（２）設計の内容　　法人名：

住所：

電話番号：